

京都市訓令甲第10号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年7月12日

京都市長 榊 本 頼 兼

第3条第34号中「1件使用料月額300,000円以下の」を削り、同条第35号中「1件賃料月額1,000,000円以下の」を削り、同条第41号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第62号を同条第64号とし、同条第47号から第61号までを2号ずつ繰り下げ、同条第46号中「第48号」を「第50号」に改め、同号を同条第48号とし、同条中第45号を第47号とし、第42号から第44号までを2号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の2号を加える。

(42) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関する事。

(43) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)